



長野県報

7月2日(木)
令和2年
(2020年)
第119号

目次

規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課ゼロカーボン推進室）…………… 1

告示

卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定（農業政策課農産物マーケティング室）…………… 1

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（園芸畜産課家畜防疫対策室）…………… 2

保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）…………… 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）…………… 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 4

公告

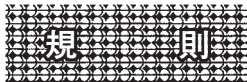
クリーニング師試験の実施（食品・生活衛生課）…………… 4

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス

産業振興室）…………… 5

開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）…………… 5

特定調達契約に係る一般競争入札（産業技術課）…………… 6



長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第46号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

9 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第6項に規定する提出、第7項の規定による提出又は前項に規定する報告の期限を延長することができる。

第15条に次の1項を加える。

9 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第6項に規定する提出、第7項の規定による提出又は前項に規定する報告の期限を延長することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

環境政策課ゼロカーボン推進室



長野県告示第319号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定しました。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部守一

1 開設者の名称及び住所

(1) 名称

株式会社丸水長野県水

(2) 住所

長野市市場3番地43

2 地方卸売市場の名称

丸水長野県水上田地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

(1) 位置

上田市秋和266-1

(2) 取扱品目

水産物、水産加工品、日配品、冷凍食品、青果、食肉

4 認定年月日

令和2年6月19日

農業政策課農産物マーケティング室

長野県告示第320号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨通報がありました。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部 守一

定期種畜検査に基づく交付

種畜証明番号	家畜の種類	品 種	名 前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第31720010003号	豚	デュロック種	ゼンソーデー ヒガシ 16 3 02961 (日豚D子 DD03-A002729)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	令和2年5月21日 ～ 令和3年5月20日	全国一円
第31920010002号	豚	デュロック種	ゼンソーデー ヒガシ 18 3 03190 (日豚D子 DD03-A004023)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	令和2年5月21日 ～ 令和3年5月20日	全国一円
第32020010001号	豚	デュロック種	ゼンソーデー ヒガシ 18 2 03992 (日豚D子 DD03-A004692)	上伊那郡中川村 長野県農協直販株式会社 長野県SPF種豚センター	2級	令和2年5月21日 ～ 令和3年5月20日	全国一円
第11380853187号	牛	黒毛和種 13808 5318 7	虎伍2780 (全和黒 15298)	木曾郡木曾町 木曾農業協同組合	2級	令和2年5月22日 ～ 令和3年5月21日	全国一円
第21220010001号	馬	木曾馬種	豊桜 (日馬繁91S 00019)	木曾郡木曾町 木曾馬乗馬センター	1級	令和2年5月22日 ～ 令和3年5月21日	全国一円
第21220010002号	馬	木曾馬種	鈴風 (日馬繁91S 00021)	木曾郡木曾町 木曾馬乗馬センター	2級	令和2年5月22日 ～ 令和3年5月21日	全国一円
第21220010003号	馬	木曾馬種	翠寿 (日馬繁91S 00024)	木曾郡木曾町 木曾馬保存会	2級	令和2年5月22日 ～ 令和3年5月21日	全国一円

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第321号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
茅野市湖東字上ヤチ6648の1・6648の3(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第322号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草5669(次の図に示す部分に限る。)、5739
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第323号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南佐久郡南相木村字棚畑4827の1、4827の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第324号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第325号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東筑摩郡生坂村（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県上田建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年7月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月2日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 254号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市東内字中五丁田2055番の1地先から	旧	7.6~17.2 ^m	1.7437 ^{km}
上田市東内字西河原3043番地先まで		11.2~34.0	1.7430
同 上	新	11.2~34.0	1.7430

道路管理課



公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

令和2年(2020年)10月28日(水)

(2) 場所

【学科試験】

長野県庁 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

【技能試験】

長野保健福祉事務所 長野県長野市中御所大字岡田町98-1

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者)

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア クリーニング師試験受験願書

所定の様式を用いてください。様式は保健福祉事務所、長野市保健所及び長野県健康福祉部食品・生活衛生課で配布するほか、長野県ホームページにも掲載しています。

イ 履歴書

市販のもの可。写真は不要

ウ 写真

出願前6か月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄に貼ってください。

エ 受験資格を有する者であることを証明する書類

卒業証明書の原本又は卒業証書の写し

(中学校、高等学校、大学等のいずれかのもので、専門学校、各種学校は除く。)

※卒業証書の場合は、原本と写しの両方を持参することとし、持参による提出のみ認めます。

※郵便での受験申込が可能となっていますが、その場合は必ず、卒業証明書の原本を提出してください。卒業証明書の写し及び卒業証書については受付を認めません。

※卒業証書又は卒業証明書の氏名が現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を添付してください。

(2) 受験手数料

7,000円分の長野県収入証紙を受験願書に貼ってください。

(消印はしないこと。)

(3) 受付期間

令和2年(2020年)8月28日(金)から令和2年(2020年)9月4日(金)まで(8月29日(土)・8月30日(日)を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで受付)

※郵送による場合は、令和2年9月4日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

(4) 受付場所

ア 県内(長野市を除く)居住者は、住所地を管轄する保健福祉事務所へ郵送若しくは持参してください。

イ 長野市内居住者は、長野市保健所へ郵送若しくは持参してください。

ウ 県外居住者は、長野県健康福祉部食品・生活衛生課(県庁専用郵便番号380-8570)へ郵送若しくは持参してください。

※上記ア〜ウについて、郵送等による受験申込みの場合

・書留又は簡易書留等確実な方法により送付してください。

5 合格発表

令和2年(2020年)11月18日(水)午前9時

長野県庁、受験願書を受け付けた保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者に郵送で通知します。

6 その他

(1) 受験願書を受理したときは、後日、受験票を郵送します。

(2) 合格発表等に対する電話等の問い合わせには一切応じられません。

(3) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健福祉事務所、長野市保健所又は長野県健康福祉部食品・生活衛生課にしてください。(受験願書を